

會 議

昭和十二年三月三十日（火曜日）午後十時五十五分開議

出席委員左の如し

委員長 倉元 要一君

理事 上田 孝吉君 坂下仙一郎君 塚本重藏君 外二十三名

○塚本委員 前略我國が關稅を引上げたならば、相手國は又日本の商品に對し、報復的に一層の引上を行ふであらう、其結果は益々貿易を困難ならしむることになると見なければならぬ、隨て我國が此際關稅の引上を行ふことは、決して賢明の策ではない、今日世界の各國が高率關稅を課し、輸入當割制等の政策を採用して、極力他國品の輸入阻止を講じて居る状態に對しては、之に對應する、適應する適宜の貿易政策を講じなくてはならないことは言ふ迄もない、是が爲には現行關稅制度を根本的に改正して、相手國別に通商條約を締結し、極力今日の關稅率を引下げること努むべきであると思ふ、然るに政府の行はんとする所を見るに、全く之に相反し、貿易の進展を妨げ、産業の發展を阻碍し、國庫の増收を圖らんとする以外に何もものもないのである、之を今回改正せんとする關稅定率法改正の中二、三の例に付て見ましても、自動車及同部分品の改正率は、國產自動車の製造工業の促進政策と矛盾すると思ふのであります、政府は第六十九議會に於きまして、自動車製造

事業法を制定し、國內自動車製造事業に對する外國資本を壓迫し、自動車工業の確立政策に一步を踏出したのであります、此時衆議院は、此自動車製造業法を可決するに當りまして、四項目の希望條件を附して居ります、其第三番目に「一」本法施行上指定自動車業者の助成に急なる爲不當に自動車及……

〔發言する者多し〕

○倉元委員長 靜に……

○塚本委員 部分品の輸入制限を企て其の價格の高騰を招來し「一般消費者の不利不便を醸成せしめざる」と云ふ一項が加へてあるのであります、然るに政府は衆議院の此全會一致の希望を無視致しまして、自動車及同部分品の輸入關稅を二割引上げようと致して居ります、更に自動車の運轉に缺くべからざる所の「ガソリン」に對し、一「ガロン」五錢の關稅を増徴し、更に「ガソリン」消費稅を、是亦「一ガロン」に五錢を課稅しようとして居る、是明に自動車製造業者及び日本石油株式會社を筆頭とする、少數の石油會社にのみ利益を與へ、消費者に堪へ難い所の負擔の重壓を加へるものであると思ひます（拍手）今問題になつて居ります所の原油及び重油の引上も、亦所要數量の大部分と云ふものを、今日輸入に待たなければならぬ現狀に於きまして、而も可燃性工業の産業に、甚大なる惡影響を及ぼすことは必然と思ふのである、機械の部分品輸入關稅の引上も、其部

分品を製造する所の一部の製造家は、それに依つて利益を得るでありませう、併ながら其機械の部分品を使用しなければならぬ所の、多數の今日の工業家と云ふものは、それに依つて甚大なる不利と不便とを蒙るのであります、現に私共の經驗する所に於きましても、今日此關稅を引上げやうとする所の部分品は、どうしても外國品を使はなければ、吾々の工業が思ふやうに行はれない現狀にあるものもするのであります、さう云ふやうな時に當りまして、此關稅を引上げると云ふことは、日本の工業の上に重大なる障礙を與へ、重大なる惡影響を及ぼすことは言ふ迄もありません、要するに關稅の引上と云ふものは是は直ちに一般消費者に轉嫁されます、物價の騰貴を促します、國民生活に脅威を與へることは言ふ迄もありません、一般の消費稅の引上とは是は全く同様であります、臨時租稅の増徴に當りまして、酒或は砂糖等に増徴を課し、或は揮發油の新稅を課して居るのであります、創設致して居るのであります、其上に或は煙草が引上げられて居る、或は郵便料金が引上げられて居る、斯様に致しまして、大衆の生活と云ふものは、益々其重壓を受けて居るのであります、斯う云ふ風に國民生活の安定が、今日は議論の焦點となつて居るのであります、斯う云ふ際に於きまして、關稅の收入の増大を圖る爲に、一層國民大衆の生活に脅威を與へるが如き結果を招くことの、極めて明瞭であります所の、此關稅の引上に對しては反對をせざるを得ないのであります、私共の結論を申しますならば、關稅の引下に對する部分に對しましては、無條件に賛成する者で

ありますが、關稅の引上となるべき部分に付きましては、絶對反對であります、随ひまして私は原案に對しまする、關稅定率法中改正法律案、竝に昭和七年法律第四號中改正法律案、是等の二案に對しましては絶對反對であります、而して大正十四年法律第五十一號中改正法律案、即ち關東州の生産に係る物品の輸入稅免除に關する件、竝に鐵の輸入稅免除に關する法律案に付きましては、賛意を表する次第であります、随ひまして今の修正案に對しましては、絶對反對の意思を表示します。(拍手)

○上田委員 尙ほ本案に付ての附帶決議と致しまして

一、政府は礦油關稅の引上に伴ひ之を消費する當業者の負擔を緩和する爲適當の措置を講ずべし(二、三略す)

○倉元委員長 只今の上田君の動議に御異議はございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○倉元委員長 上田君の動議は成立致しました

〔此時發言を求め「委員長發言を許さないのか」と呼ひ其他發言する者あり〕

○倉元委員長 採決致します

○坂下委員 「ガソリン」の消費稅に對することに付て極く簡單に……

○倉元委員長 坂下君に發言を許します

○坂下委員 附帶決議の中に斯う云ふ一項を加へて戴きたい

帝國燃料株式會社設立に因り人造揮發油の相當多量の商品として市場に出荷するまでは揮發油消費稅の新設に依る、「ガロン」五錢の値上許可に止め關稅引上に因る値上は許可せざることを加へて戴きたい

○倉元委員長 今の坂下君の御發議になりました附帶の動議を、上田君の御發議になりました動議の附帶決議に追加したいと思ひます、御異議ございませぬか

〔「異議なし」と呼ひ其他發言する者多し〕

○倉元委員長 異議なしと認めます、是より採決に入ります

○倉元委員長 先づ上田君の動議に對して反對の諸君の起立を求めます

〔反對者起立〕

○倉元委員長 少數——反對少數——上田君の動議に賛成の諸君の起立を求めます

〔賛成者起立〕

○倉元委員長 起立多數、上田君の動議は決定致しました(拍手)——是より各案に付て採決致します、先づ關稅定率法中改正法律案に付て採決致します、本案に對する中亥藏男君及上田考吉君提

案の修正動議に成の諸君は起立を請ひます

〔賛成者起立〕

○倉元委員長 起立多數——本案は修正議決せられました

○倉元委員長 次に關稅定率法中改正法律案に附すべき附帶決議に付て採決致します、此附帶決議に付ては上田孝吉君、坂下仙一郎君の共同提案であります、之に賛成の諸君の起立を請ひます

〔賛成者起立〕

〔發言する者多し〕

○倉元委員長 起立多數——起立多數、此附帶決議は決定致しました——以上關稅定率法中改正法律案外三件の四案に付きましては決定致しました、統制税は他日議題として審議を進めます、本日は之にて散會致します

午後十一時二十五分散會

昭和十二年四月二十日印刷
昭和十二年四月二十五日發行

(非賣品)

東京市麴町區丸ノ内丸ビル三二六

編纂兼 發行人 齋藤九一郎

東京市芝區新橋五ノ二二

印刷人 山縣國次

東京市麴町區丸ノ内二ノ二(丸ビル三階)

發行所 社團 日本乗合自動車協會

電話丸ノ内五〇〇八番
振替東京三〇八八三番

終